

国交回復に進展をみた第2回米国・キューバ交渉

2月27日、第2回米国・キューバの国交回復交渉が、米国の首都ワシントンで開催されました。前回に引き続き、米国側はロベルタ・ジェイコブソン西半球担当国務次官が代表として、キューバ側はホセフィーナ・ビダル・フェレイロ外務省米国局長が代表として会議に臨みました。会議は、双方が、「専門的で、相互尊重に基づく、建設的な雰囲気」の中で行われ、双方の代表とも、未解決の問題も少なくないが、問題解決に「前進があり」、数週間後の国交回復に「楽観的である」と表明しました。



会議で最も時間が割かれて議論された問題は、米国政府が作成している「テロ支援国家リスト」からのキューバの指定解除でした。キューバ側は、1982年からキューバがテロ支援国家と指定されているが、もともとこれは不当なものであり、今回の国交回復と関係の正常化の推進の精神からして相応しくない規定であるので、削除するように米国側に強く求めました。

米国側は、この法律は、米国の国内問題で、国交回復交渉とは別問題であり、昨年12月17日のオバマ大統領の指示により、現在、急いでキューバの再評価をしているところであり、その結果が出るまで是非を言えないと回答しました。

キューバ側は、リストからの削除は、キューバにとり優先的な課題であるが、国交回復の前提として提案したことは一度もなく、米国側が前向きに再評価を急いで行っていること、4月10日、11日のパナマでの米州首脳会議までに国交回復を決定したいと思っていることを考慮して、国交回復交渉と並行してリストからの指定の解除の進捗を見守ることで合意しました。会議では、まずは国交回復の決定、その後の大使館の設置、さらにその後の長期にわたる正常化交渉と三段階になることが明らかとなりました。



米国においてキューバ外交団が米ドルを米系銀行で使用できない問題は、米国側は、現在

解決に努力しており、早急に解決する見通しと確約しました。

大使館が設置された後の外交団の行動については、「外交関係・領事関係ウィーン条約」の条項を遵守しなければならないことは、双方とも認めました。この条約は、赴任国で外交官が内政干渉的行為をしてはならないことを明確に規定していますが、ジェイコブソン代表は、会議後の記者会見で、米国はこの問題をあまり重視しておらず、キューバができるだけ開放されるためには、米国外交団はキューバ国民との接触が必要であるとして、干渉的な行為の継続を否定しませんでした。米国政府が、いかなる理由であっても他国の国内では干渉的行為を控えなければならないということを理解し、実行するかが、真の両国の関係の改善にかかっています。



さらに、双方は、今後数週間に、人身売買、民間航空、郵便、電話通信、人権問題、石油流失対策、海洋保護区、海関、偽証移民、麻薬取引対策、経済封鎖の制限緩和といった重要な技術的な問題について話し合うことで合意しました。先ず来週に、民間航空と人身売買の問題で、キューバから代表団が訪米し、3月に米国のダニエル・セプルベータ特使が通信とインターネット情報活動の改善の討議のためにキューバを訪問し、3月末には人権問題が話し合われることが発表されました。米国が強調した人権問題の議論は、今回は討議されませんが、キューバ側は米国側にすでに昨年7月に、「洗練された、相互尊重に基づく、相互の国内問題を話し合う」ことを提案しており、今回問題なく合意されたものです。

次回の会議の日程は、発表されませんでした。双方は、連絡を密に取り合うことで合意しました。

(2015年3月1日 新藤通弘)